

「土壌の汚染に係る環境基準等に係る告示の一部を改正する告示」

の公布 環境省



公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している日本工業規格(JIS K0102;工場排水試験方法)が平成 20 年3月 20 日付けで改正されました。

この改正を受け、環境省では平成 20 年4月1日付けで、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の測定方法等の改正が行われましたが、さらに 5 月 9 日付けで、土壌の汚染に係る環境基準等に係る測定方法が改正されました。

なお、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の測定方法等の改正と同様、今回の改正は、これまで適用されていた分析法が使用できなくなるものではありません。

概要は以下の通りです。

<改正された告示について>

- ・土壌の汚染に係る環境基準の測定方法(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号)
- ・地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法(平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号)
- ・土壌溶出量調査に係る測定方法(平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号)
- ・土壌含有量調査に係る測定方法(平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号)

<改正の内容>

- (1) ぶっ素: 懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料について、水蒸気蒸留による前処理を実施することにより、イオンクロマトグラフ法を適用可能とする。
- (2) ほう素: 告示の表現の修正であり、公定分析法に係る実質的な変更なし。
- (3) 砒(ひ)素: これまでの測定方法に加え、JIS K0102 に新たに採用される ICP 質量分析法も使用できることとする。
- (4) セレン: これまでの測定方法に加え、JIS K0102 に新たに採用される ICP 質量分析法も使用できることとする

当社では土壌の分析には実績があり、多検体、短納期での分析体制を整えています。上記の改訂内容につきましても、対応いたして参ります(試料の性状による)。

お気軽にお問い合わせください。

資料 2008 年 5 月 9 日付 官報

無機分析箇所 竹下尚長